資料３－１

役員報酬等規程改正の概要

**１．役員の給料の改定**

■　改正理由

　　　常勤の役員等の基本給月額の減額期間を継続するため、所要の規定整備を行う。

■　改正内容

　　１　常勤の役員等の基本給月額の減額期間の継続に伴う改正

　　　　・　理事長の基本給月額の14％減額を令和3年3月31日まで継続する。

【附則（平成20年規程第92号）第2項及び附則（平成23年規程第160号）第3項】

■　施行日

　　　令和2年3月25日

（適用日は令和2年4月1日）